

令和7年度第4回 徳島地方最低賃金審議会議事録（午後の部）

1 開催日時、場所

日時 令和7年8月21日（木） 午後3時00分 ～ 3時21分
場所 徳島地方合同庁舎6階 会議室 （徳島労働局）
（徳島市徳島町城内6－6）

2 出席者

（公益委員） 稲倉委員 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員
（労側委員） 川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員 横井委員
（使側委員） 藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 主要議題

- （1）特定最低賃金改正の必要性に係る各専門部会報告及び答申について
- （2）特定最低賃金の金額改正諮問について
- （3）その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

それでは、定刻となりましたので、第4回本審午後の部を再開させていただきたいと思
います。それでは、段野会長、進行をよろしくお願いいたします。

○段野会長

それでは、皆様、お待たせいたしました。午前中から引き続きの委員の皆様におかれま
しては、お疲れとは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本年度第4回徳島地方最低賃金審議会を再開いたします。

事務局は、委員の出席状況、公開の状況について報告をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

事務局より報告させていただきます。

午前中と同様に15名の委員が出席しており、審議会は成立していることを報告いたしま
す。本審議会は公開してありますが午前中と違って、傍聴の方は0人というような状況でござ
います。

以上です。

○段野会長

それでは、議題について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

それでは、特定最低賃金改正の必要性に係る専門部会報告及び答申、金額改正諮問につ
いて説明をさせていただきます。

徳島では、造作材、一般機械及び電気機械に特定最低賃金が設定されております。

造作材については、今年度、改正の申出がございませんでした。先ほど開催されました

特定最低賃金合同専門部会において、一般機械と電気機械の特定最低賃金の改正について全会一致により必要性ありとの結論に達しました。したがって、第2回本審において決議された申合せ事項に基づき、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって本審の決議となります。よって、各専門部会において部会報告を作成し、答申文まで確認いたしました。

配付資料としまして、部会報告と答申文の写しを皆様方のお手元にお配りしております。

また、お配りしている資料をご覧くださいと、1ページ目の資料1につきましては特定最低賃金専門部会委員の名簿になっております。2ページ目の資料2、こちらに最低賃金審議の日程の案を載せております。特定最賃というところの中段よりちょっと下のところに青いマーキングを入れて、9月下旬から10月中旬に第2回から第4回の特定最賃専門部会の開催を予定というような形で、あくまでも予定ですので、その予定を入れさせていただいております。続いて3ページ目の資料3が令和7年度答申要旨の公示日別の最短効力発生予定日の一覧となっております。例年、特賃に関しましては12月21日に発効しており、12月21日発効とするのであれば10月23日までには答申を行う必要があるということですので赤枠を入れさせていただいております。

以上となります。

○段野会長

それでは、徳島労働局長に答申文をお渡ししたいと思います。

(段野会長から亀井労働局長に答申文が手渡される。)

○亀井労働局長

ありがとうございました。

○段野会長

事務局は、答申後の手続についての説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

ただいま、一般機械と電気機械の特定最低賃金につきまして、改正の必要性があるということの答申をいただきました。このため、2つの特定最低賃金の金額改正について審議を行うよう、徳島労働局長から諮問を行うこととなります。

局長、よろしくお願いいたします。

(亀井労働局長から段野会長に諮問文が手渡される。)

○亀井労働局長

改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○段野会長

ただいま亀井局長より2つの特定最低賃金金額の改正についての諮問文を受け取りました。事務局は、一般機械の諮問文について代読をお願いいたします。

○事務局（賃金室長補佐）

一般機械の諮問文について読み上げをさせていただきます。

徳労発基0821第1号。令和7年8月21日。

徳島地方最低賃金審議会会長段野聡子殿。徳島労働局長亀井崇。

最低賃金の改正決定について（諮問）。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記、徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第2号）。

以上となります。

○段野会長

続きまして、事務局は金額改正審議についての手続、そして日程等についての説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

事務局より説明させていただきます。金額改正の諮問を行いましたので、県最賃と同様、最低賃金法第25条第5項に基づき、本日付で関係労使からの意見を聴取するための公示を行います。金額改正の審議は、特定最低賃金専門部会ごとに行います。先に開催されました合同専門部会で日程調整をしておりますので、ご報告をいたしたいと思います。一般機械の第2回専門部会の開催につきましては、9月30日13時30分から、続きまして、第3回専門部会につきましては、10月3日13時30分から、第4回専門部会につきましては、10月17日13時30分から、第5回専門部会につきましては、10月23日10時からとなっております。第4回、第5回の専門部会におきましては、予備日ということで、念のため設けているものとなっております。

続きまして、電気機械に関する日程をお知らせしたいと思います。

第2回専門部会につきましては、10月3日15時30分から、第3回専門部会につきましては、10月16日15時から、第4回専門部会につきましては、10月22日13時30分から、第5回専門部会につきましては、10月23日15時30分からとなっております。こちらも第4回、第5回の専門部会につきましては、予備日として設けておるものとなっております。

また、会場につきましては、決まり次第、事務局から各委員宛へ連絡するという事になっております。

以上です。

○段野会長

それでは、最後の議題、その他に移りたいと思います。委員の皆様におかれましては、何かございますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

すみません、事務局のほうより一言だけ。

本日、特賃改正の必要性に係る答申をいただきましたことに関して、労働局長より一言お礼を申し上げたいと思います。

○事務局（労働局長）

皆様、改めまして、ありがとうございます。

特賃の議論を含めた、本日はお忙しい中、予定どおり、ほぼ一日にわたりご審議を、しかも大変真摯に続けていただきました。今回、公労使が政府に対して改正が必要という答申をいただきましたことについて、心より感謝申し上げたいと思います。どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

○段野会長

ありがとうございました。

以上をもちまして本日の審議会は閉会といたします。長時間皆様、ありがとうございました。